

第7章

緑の効果と現状

第7章 緑の効果と現状

7-1 大気を浄化する緑

(1) 市内の大気汚染状況

大気汚染の主な原因としては、工場など固定発生源より発生するばい煙や粉じん、自動車など移動性発生源より発生する排ガスなどによって大気汚染物質が排出される場合がある。特に、高度経済成長期では、産業の大規模化、高度化などの進捗とともに、石炭や石油の利用が進み、工場や施設から大量の硫酸化硫黄（二酸化硫黄（SO₂）等）や窒素酸化物（二酸化窒素（NO₂）等）等が排出され、著しい大気汚染が発生した。また、自動車の特にディーゼル車から排出される二酸化窒素（NO₂）及び浮遊粒子状物質（SPM）による大気汚染が問題となり、これらの大気汚染物質は、呼吸器に悪影響を与えるものとされている。

以下に、市内における主な大気汚染物質である二酸化硫黄（SO₂）、二酸化窒素（NO₂）及び浮遊粒子状物質（SPM）の環境基準^注の達成状況について示した。

表 7-1 環境基準及びその評価方法

二酸化硫黄（SO ₂ ）	環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
	評価方法	年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるもの（365日分の測定値がある場合は、7日分の測定値）を除外した後の最高値（2%除外値）を環境基準と比較して評価する。 ただし、上記の評価方法にかかわらず環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、非達成とする。
二酸化窒素（NO ₂ ）	環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
	評価方法	年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（98%値）を環境基準と比較して評価する。
浮遊粒子状物質（SPM）	環境基準	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
	評価方法	年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるもの（365日分の測定値がある場合は、7日分の測定値）を除外した後の最高値（2%除外値）を環境基準と比較して評価する。 ただし、上記の評価方法にかかわらず環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、非達成とする。

注) 環境基準：環境基本法において、「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい基準」とされている。

1) 一般大気環境（工場などの施設が発生させるばい煙や粉塵及び自動車の排気ガスにより影響を受ける大気環境全体の環境）

【二酸化硫黄（SO₂）】

市内の二酸化硫黄濃度（SO₂）は、調布市役所屋上における平成 20 年度～平成 24 年度までの測定結果によると、図 7-1 が示すように、一貫して環境基準を達成している。

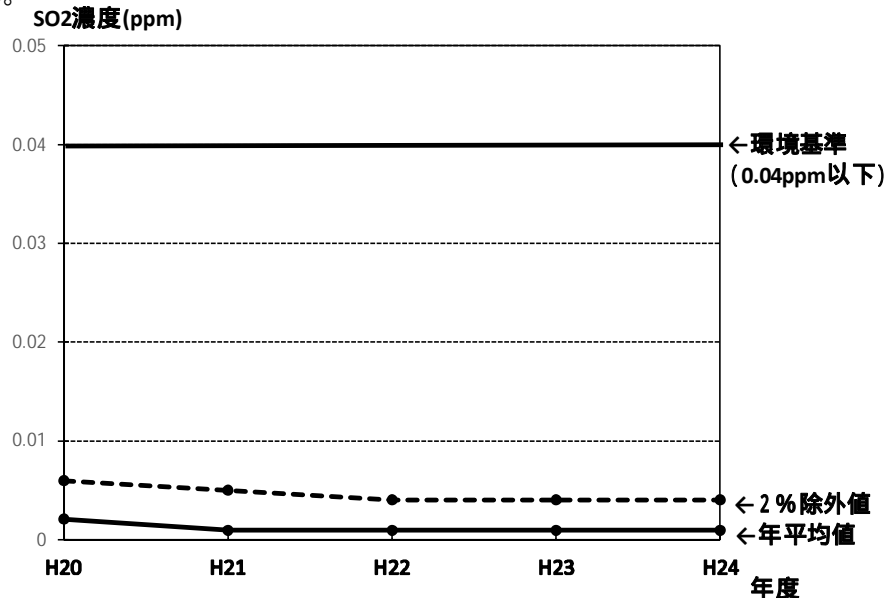


図 7-1 二酸化硫黄濃度（SO₂）の経年変化（調布市市役所屋上）

【二酸化窒素（NO₂）】

東京都が常時監視測定を実施している調布観測局（都立農業高等神代農場）では平成 20 年度～平成 25 年度までの測定結果によると、図 7-2 が示すように、一貫して環境基準を達成している。

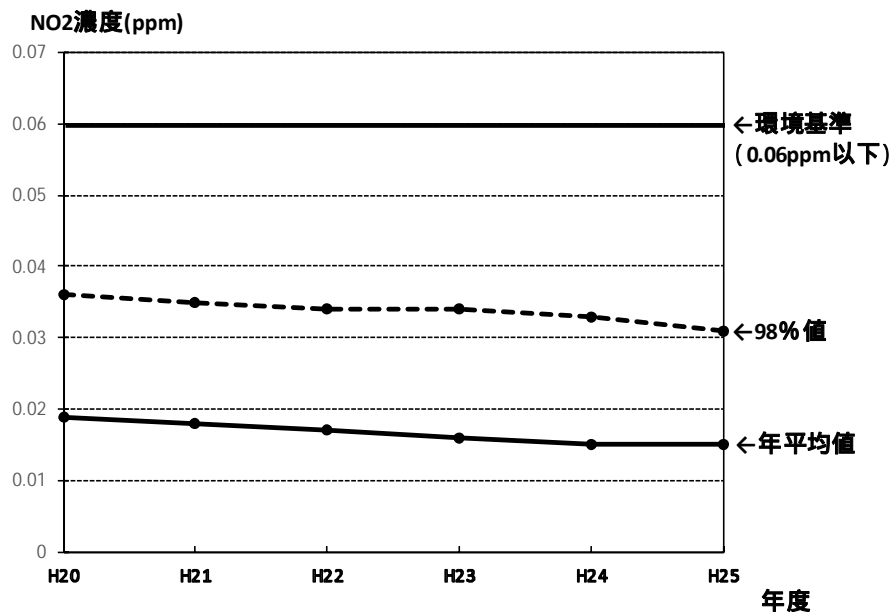


図 7-2 二酸化窒素濃度（NO₂）の経年変化（東京都調布測定局）

【浮遊粒子状物質（SPM）】

市内の浮遊粒子状物質（SPM）は、調布市役所屋上における平成 20 年度～平成 26 年度までの測定結果によると、図 7-3 が示すように、一貫して環境基準を達成している。

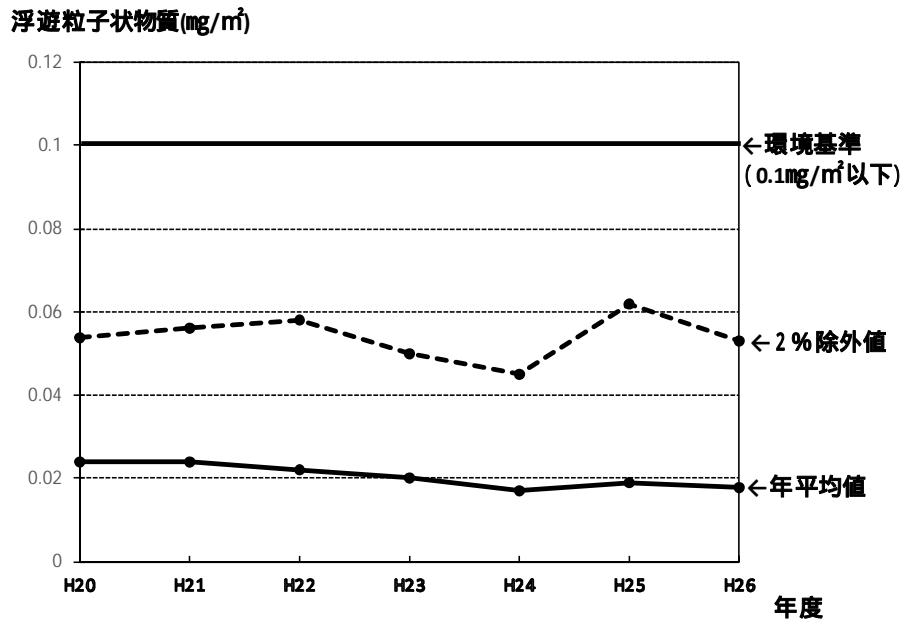


図 7-3 浮遊粒子状物質（SPM）の経年変化（調布市市役所屋上）

2) 沿道大気環境（主に自動車の排気ガスにより影響を受ける大気環境）

【二酸化窒素（NO₂）】

市内沿道の二酸化窒素濃度（NO₂）は、調布市が常時監視測定を実施している自動車排出ガス測定局（下石原交差点）における平成 24 年，平成 25 年の測定結果によると，図 7-4 が示すように，環境基準を達成している。

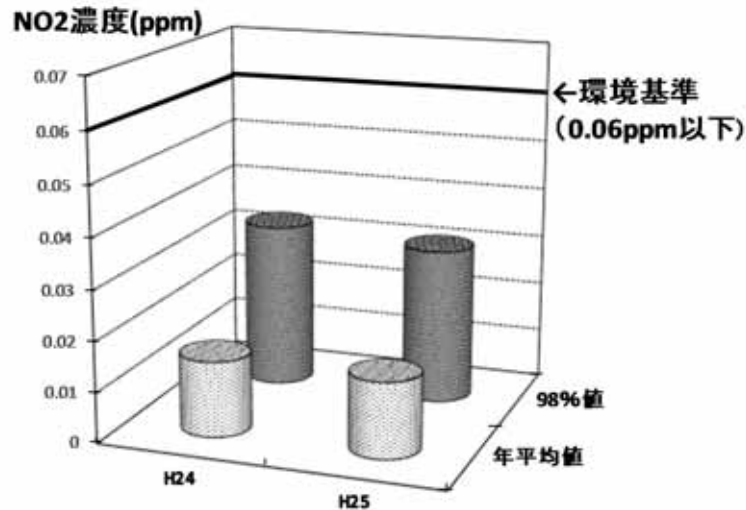


図 7-4 二酸化窒素濃度（NO₂）の経年変化（自動車排出ガス測定局（下石原交差点））

【浮遊粒子状物質（SPM）】

市内沿道の浮遊粒子状物質（SPM）は、調布市が常時監視測定を実施している自動車排出ガス測定局（下石原交差点）における平成 24 年～平成 26 年の測定結果によると，図 7-5 が示すように，環境基準を達成している。

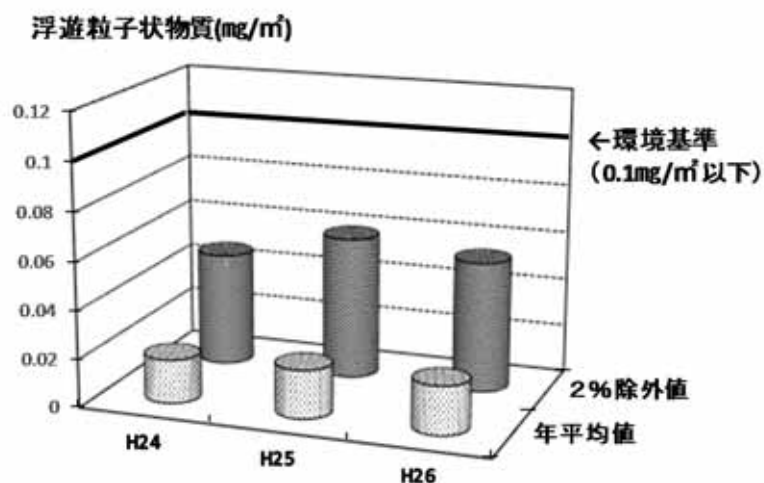


図 7-5 浮遊粒子状物質（SPM）の経年変化（自動車排出ガス測定局（下石原交差点））

(2) 緑の大気浄化機能

調布市内の大気汚染状況は、一般大気環境（二酸化硫黄（SO₂）、二酸化窒素（NO₂）、浮遊粒子状物質（SPM））及び沿道大気環境（二酸化窒素（NO₂）、浮遊粒子状物質（SPM））のいずれも環境基準を達成しており、おおむね良好であることが示されている。

一方、植物による大気浄化機能については、工場周辺の樹林地や幹線道路沿道の街路樹で粉塵が葉面に付着していたり、SO₂ や NO₂ などのガス状汚染物質が葉面で吸収・吸着されていることが従来から経験的に知られていたが、1970～1980年代に国立公害研究所（現独立行政法人国立環境研究所）などにおいて精力的な研究がなされ、一部の樹種ではSO₂ や NO₂ の吸収速度が定量的に把握されるなど、科学的にも確認されている。^{注)}

(3) 今後の基本的な考え方

大気浄化植樹を行う際に最も心がけることは、

- ① 大気浄化能力の比較的高い植物を主体に樹種選定すること
- ② 単位土地面積あたりの葉量を可能な範囲で多くすること
- ③ 植栽した植物を健全に生育させ、本来の大気浄化能力を十分発揮させることの3点であり、これにあった樹種選定をすることが重要であるとされている。^{注)}

今後、調布市内の緑の大気浄化機能を利用するためには、「大気汚染濃度の低い地域（住宅地などの場合）」と「大気汚染濃度の高い地域（幹線道路沿道などの場合）」の視点で、大気汚染の状況に応じた樹種耐性種の選定と配置を考慮するとともに、緑そのものもつ人への心理的な効果、快適性の確保、景観、維持管理などに留意していくことが重要となる。

注)：「大気浄化植樹マニュアル 2014年度改訂版」（平成27年1月、独立行政法人環境再生保全機構）

【大気汚染濃度の低い地域（住宅地などの場合）】
 <大気浄化樹種における選定の視点>

① 大気汚染の状況

大気汚染濃度が相対的に低いことから、大気汚染に対する耐性は多少低くとも大気浄化能力の高い樹種を中心に選定する。敷地周辺の接道部は保存生垣が望ましいため、保存生垣に適する樹種を導入する。

② 快適性の確保

宅地の庭に樹木が繁茂し過ぎると日射量が低下し居室の日照条件が阻害されるため、植栽場所や植栽木の種類や形状もある程度制限される。限られた敷地の中で単位土地面積あたりの葉量を増加させるためには、植栽構成をできるだけ多層構造にするのが望ましい。

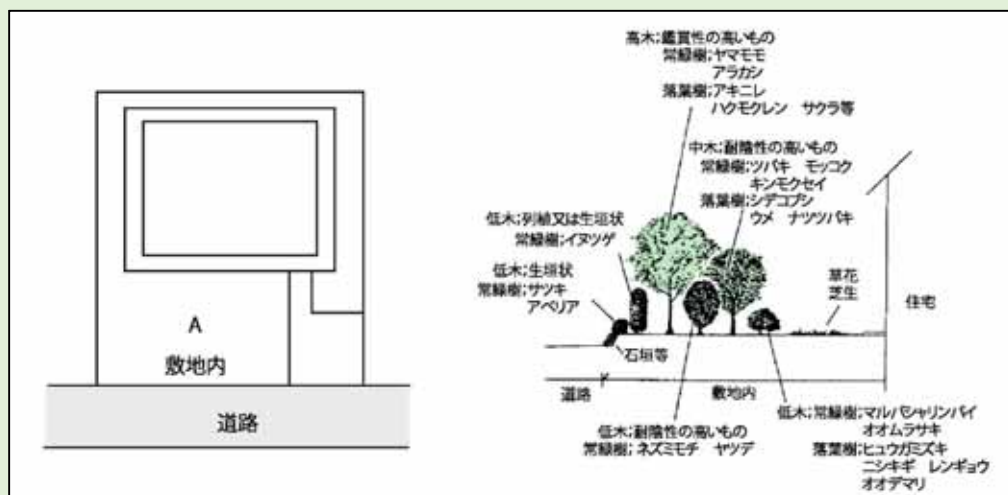
このため、i) 主木などには落葉広葉樹などを用いる、ii) 中低木には耐陰性のある樹種を選定する、iii) 樹種特性としてあまり大きくならない樹種や剪定や刈込ができる樹種を選定する、などが重要である。

③ 個人の嗜好（庭の美的価値）

大気浄化能力の高い樹種を多用するが、四季の変化に富んだ鑑賞性の高い樹木（春の花、初夏の新葉、秋の紅葉や果実）を多く取り入れるのが望ましい。

④ 維持管理

快適な居住環境の維持のためには、定期的な剪定や刈込が不可欠である。なるべく維持管理に手間がかからないように、i) 剪定や刈込に耐える樹種、ii) 成長が速過ぎる樹種や大きくなり過ぎる樹種は選ばない、iii) 病虫害や気象害に強い強健な樹種。



出典：「大気浄化植樹マニュアル 2014年度改訂版」（平成27年1月，独立行政法人環境再生保全機構）

図 7-6 住宅地などにおける樹種選定の視点

【大気汚染濃度の高い地域（幹線道路沿道などの場合）】
 <大気浄化樹種における選定の視点>

① 大気汚染の状況

幹線道路沿いなどは自動車排出ガスによる局地汚染により汚染物質の濃度が高く、植物の生理活性や成長を阻害しやすいため、大気汚染に対する耐性のある樹種を中心に選定する。

② 多層構造の複合植栽

大気浄化の効果を高めるためには、より一層の葉量の確保が重要であり、常緑樹と落葉樹、高木と中低木を組み合わせた多層構造の複合植栽が望ましい。このため、高木には落葉樹をまじえ、中低木には耐陰性のある樹種を中心に選定する。また、道路側は保存生垣状の植栽により遮蔽効果を期待するため、常緑樹を主体に選定する。

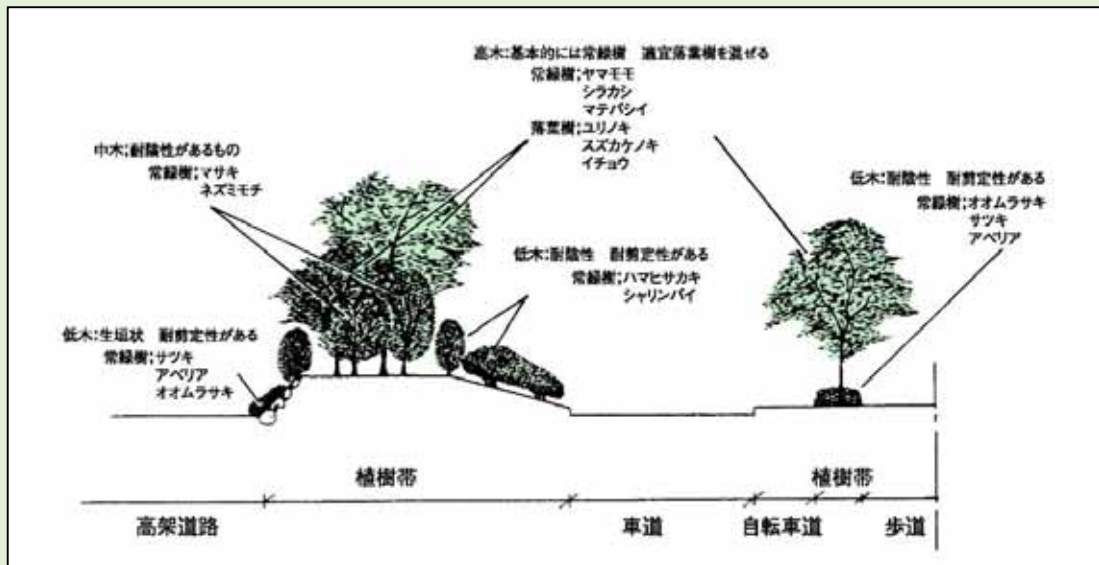
③ 道路景観への配慮

大気浄化能力の高い植物を多用することが重要であるが、地域の風土や景観に配慮した樹種を用いるのが望ましい。

④ 維持管理

幹線道路の沿道においても維持管理が不可欠であるが、可能な限り手間がかからないよう、
 i) 剪定や刈込に耐える樹種、 ii) 病虫害や厳しい環境に耐える強健な樹種 などを選定する。

なお、できるだけ大きくなる樹種を伸び伸びと育てるのが理想であるが、住民からの苦情などが多い場合には、当初からあまり大きくならない樹種を選定するのもやむを得ない。



出典：「大気浄化植樹マニュアル 2014年度改訂版」（平成27年1月，独立行政法人環境再生保全機構）

図 7-7 幹線道路沿道における樹種選定の視点

7-2 都市気候を緩和する緑

(1) 市内の温度分布の状況

調布市内を含む東京周辺では、1980年代前半に気温が30℃以上となる時間数が年間200時間程度でしたが、最近では約2倍になり、調布市内でも年間300時間程度にまでなっており、気温の上昇は顕著に、その範囲も郊外へ広がっている。

こうした都市の温度は年々上昇しており、このような都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象はヒートアイランド現象と言われており、近年、都市部の特有の環境問題となっている。

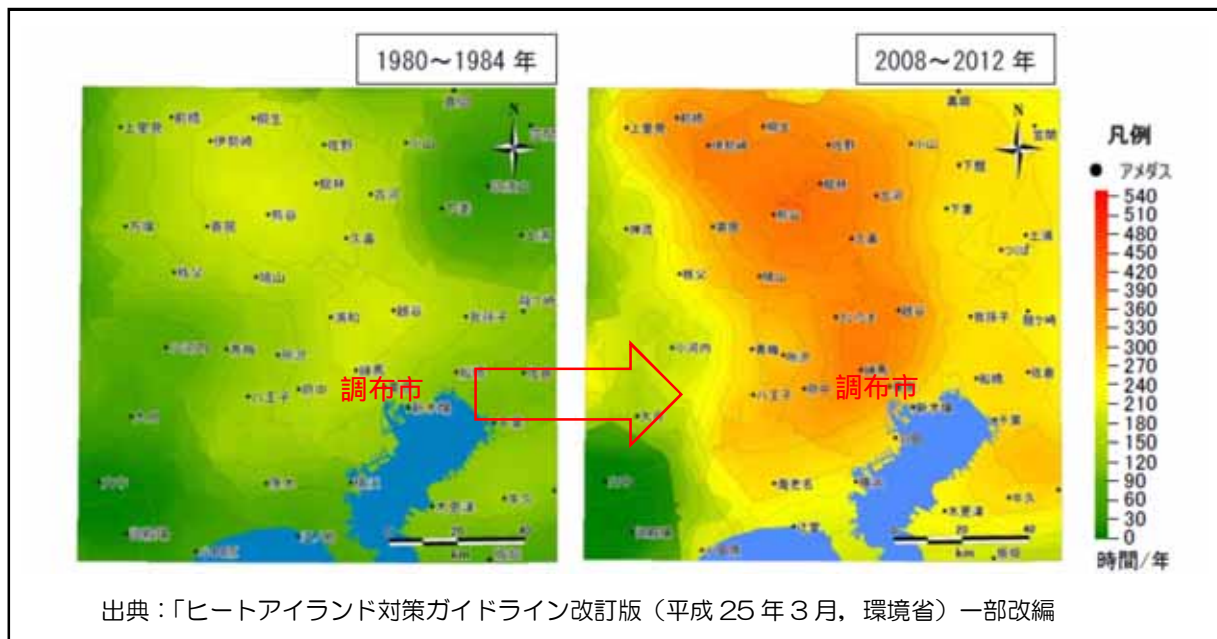


図7-8 関東地方における30℃以上の合計時間数の分布（5年間の年間平均時間数）

1) ヒートアイランド現象の原因

ヒートアイランド現象の主な原因は、人工排熱の増加（建物や工場、自動車などの排熱）、土地利用の変化による地表面被覆の人工化（緑地の減少とアスファルトやコンクリート面などの拡大）、高層建築物が立ち並ぶ都市形態の高密度化（密集した建物による風通しの阻害や天空率の低下など）の3つが挙げられている。

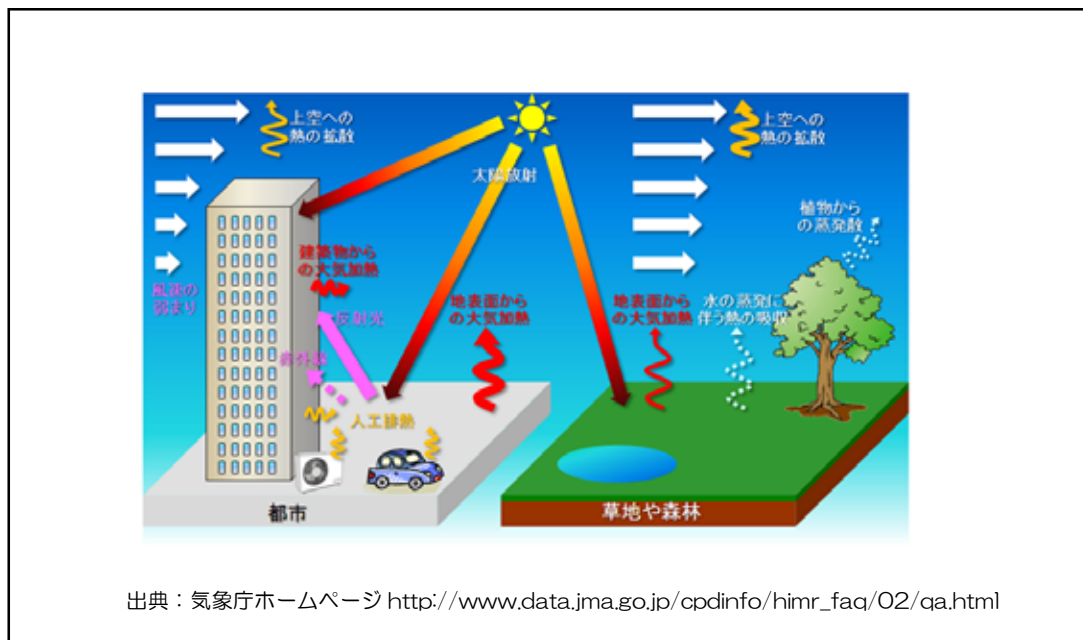


図7-9 ヒートアイランド現象の概念図

2) ヒートアイランド現象における緑地の主な役割

緑地の主な役割としては、緑地の保全のほか、屋上緑化や壁面緑化、道路緑化などの緑化を進めることにより、以下の効果が考えられる。

- ◆地表面被覆の改善において、緑地の減少、建築物や舗装などによって地表面が覆われることによる蒸発散作用の減少や地表面の高温化を防ぐ。
- ◆都市の高温化による暑熱ストレスを緩和させ、熱中症等の人の健康への影響等を軽減するなど。

3) ヒートアイランド現象における緑地の機能とその利用

①住宅地における近接緑地からの冷気活用

ある程度のまとまった緑地などが住宅街に近接している場合には、緑地で作られた冷気が住宅地に運ばれてくる冷気の「にじみ出し現象」が期待でき、緑地周辺の住宅敷地の重点的な緑化を推進したり、緑地と住宅街の境にあるアスファルト道路を保水化したり高反射化して蓄熱しないようにすることが重要となる。

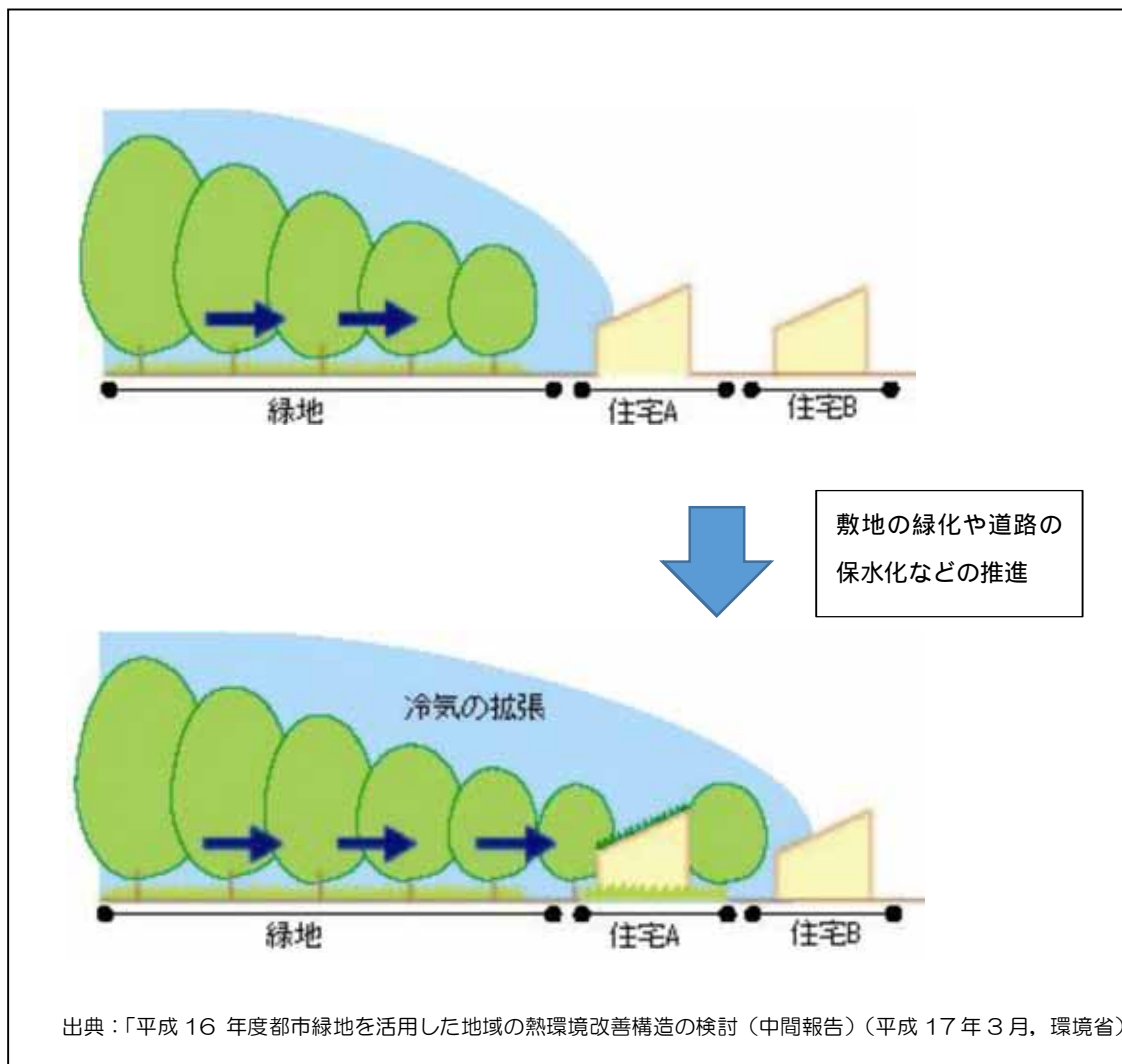


図7-10 住宅地における近接緑地からの冷気活用イメージ

②樹木の植栽等による地表面被覆の改善

私達が暑さを感じる感覚（体感温度）には、気温だけではなく、湿度や日射、地表面からの輻射熱などが影響している。以下の図7-11では、調布駅南口の駅前広場では、日なたの駅前広場の路面温度が40℃のとき、日陰では28℃と12℃も路面温度を下げている。

このように、広場や主要な歩道などの人通りが多い場所で、気温や地表面温度、地表面からの輻射熱などの上昇を抑制し、日中の暑熱ストレスを効果的に緩和することで、熱中症リスクの低減につながる事が期待される。

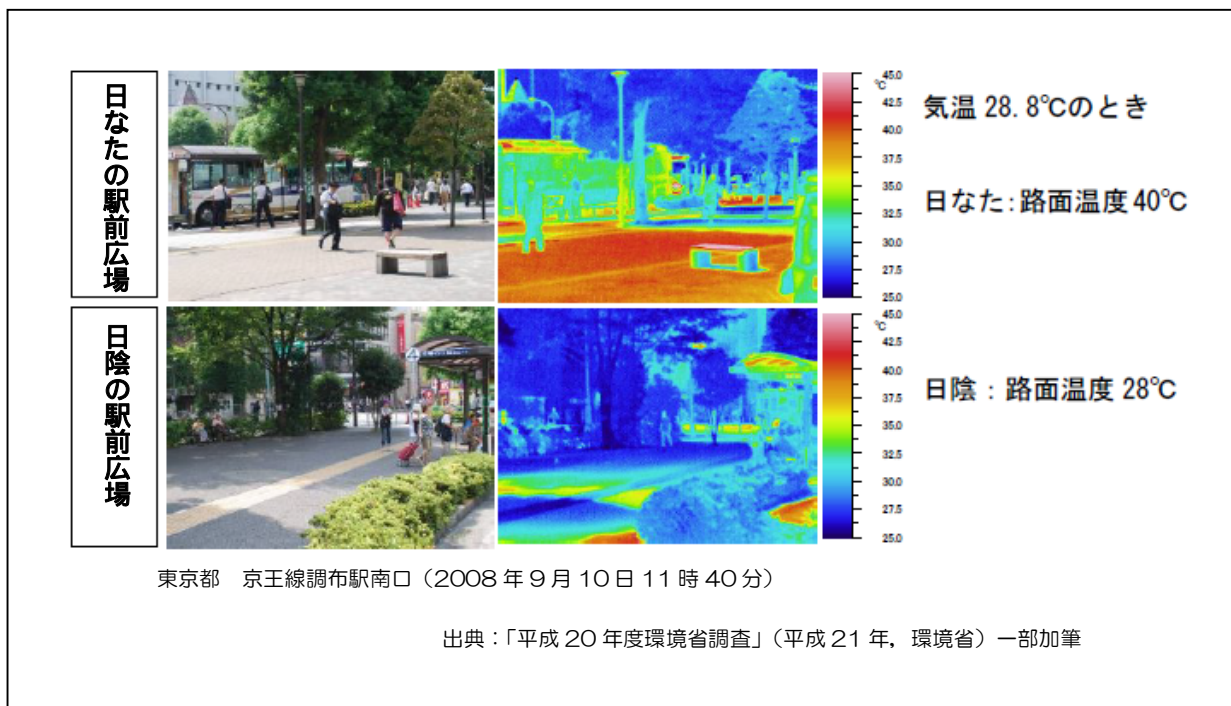


図7-11 駅前広場における日なたと日陰の状況

(2) 今後の基本的な考え方

ヒートアイランド対策については、平成25年7月のヒートアイランド対策大綱改定により、ヒートアイランド対策の基本方針は、①人工排熱の低減、②地表面被覆の改善、③都市形態の改善、④ライフスタイルの改善、⑤適応策の推進を対策の柱として位置づけ、国民の理解と協力の下で対策を推進していくとしている。

今後、ヒートアイランド対策を含め都市気候を緩和する緑の機能を活用し、快適な街づくりを進めていくためには、特に、緑の地表面被覆を広げていくことが重要であり、まとまった緑地を保全するため、繋がりのある街路樹や崖線樹林地も極力繋がりをまとまりをもった緑地として保全していくとともに、人々の集まる広場や駅などの緑化、最近よくみかけるようになった屋上緑化や壁面緑化等の建築物を緑で被覆する方策の推進等が課題となる。



出典：「ヒートアイランド対策ガイドライン改訂版（平成25年3月，環境省）」

図7-12 ヒートアイランド対策の模式図

7-3 地球温暖化防止に資する緑

(1) 市内の事務事業により排出される温室効果ガス排出量の状況

近年、20世紀半ば以降、地球規模の気温の上昇が確認されている。地球が温暖化することにより異常高温（熱波）や大雨・干ばつの増加などのさまざまな気候の変化をともなう気候要素の変化を受けて、自然環境から人間社会にまで、幅広く影響を受けるものと考えられている。この地球温暖化の主な原因は、産業革命の開始以降、化石燃料の使用や森林の減少など人間活動による温室効果ガス^注（主に二酸化炭素など）の増加である可能性が極めて高いと考えられている。

調布市では、市の事務事業の実施により排出される温室効果ガス排出量を削減するため、調布市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を平成23年3月に策定している。

この計画では平成21年度の総排出量13,779t-CO₂を基準として、平成27年度までに5%以上の削減を目標として掲げており、平成26年度では9.4%の削減を達成している。

表7-2 調布市の事務事業により排出される温室効果ガス排出量実績

項目	単位	平成21年度 (基準年度)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
公共施設の使用による排出量	t-CO ₂	13,568	14,221	12,260	13,101	12,744	12,295
庁用車の使用による排出量	t-CO ₂	211	202	199	195	182	182
合計排出量	t-CO ₂	13,779	14,423	12,819	13,296	12,926	12,478
平成21年度比	%	比較対象 なし	+4.7	-7.0	-3.5	-6.2	-9.4
(参考)前年度比	%	比較対象 なし	+4.7	-11.1	+3.7	-2.8	-3.5

出典：調布市ホームページ <http://www.city.chofu.tokyo.jp/www/contents/1338877158101/index.html> (2015年9月9日)

注) 温室効果ガス：大気中に含まれる二酸化炭素などの温室効果ガスには、海や陸などの地球の表面から地球の外に向かう熱を大気に蓄積し、再び地球の表面に戻す性質（温室効果）があります。人間活動によって増加した主な温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスがある。

(2) 地球温暖化対策への緑の機能

緑には、光合成の炭酸同化作用により二酸化炭素を吸収する力や幹・枝・根に蓄積するという炭素固定を通じて二酸化炭素の吸収源となる。

胸高直径 50cmの落葉広葉樹では、1本で年間約 3.5 t の二酸化炭素を吸収するとの試算^{注)}がある。市内には、保存樹木の太径木（幹回り190 cm：胸高直径 約 60 cm）で直径 50cm 以上となるケヤキ、サクラ類、イチョウが 645 本あり、これらの樹木だけでも約 2千 t の二酸化炭素を吸収している計算になる。

(3) 今後の基本的考え方

地球温暖化防止のためには、市民、事業者、市のみんなが一体となって、省エネルギー化などのエネルギーの合理的な使用に努めることで温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素の排出削減に取り組む必要があります。このことを踏まえた上、二酸化炭素の吸収源となる緑を保全、緑化を通して、樹木を増やしていく施策も重要な地球温暖化の対策となる。

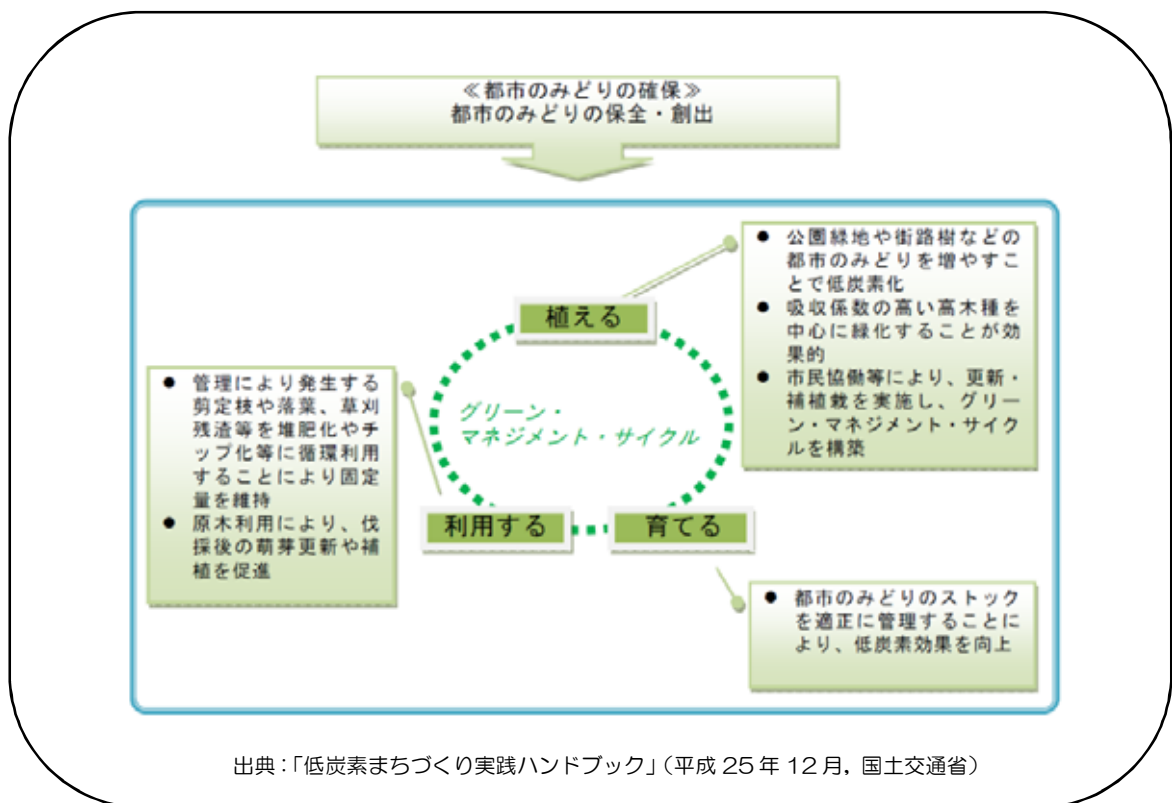


図7-13 都市のみどりの確保のための二酸化炭素の吸収・固定の考え方

注)：「大気浄化植樹マニュアル 2014年度改訂版」（平成27年1月，独立行政法人環境再生保全機構）

7-4 地下水（湧水）を保全する緑

(1) 市内の湧水の現況

調布市内においては、平成26年度現在27箇所では湧水が確認されている。いずれも崖線型の湧水で国分寺崖線や布田崖線に沿って確認できる。

表7-3に平成16年度以降の湧水確認箇所数の推移を示した。

これらの湧水はいずれも、雨がローム層に浸透して武蔵野礫層で地下水を形成し、崖線から流出しているものと考えられている。

表7-3 湧水確認箇所数の推移（単位：箇所）

調査実施年度	豊水期	渇水期
平成16年度	41	未調査
平成19年度	25	21
平成23年度	26	25
平成26年度	27	27

出典：「調布市ホームページ <http://www.city.chofu.tokyo.jp/www/contents/1385255945464/index.html>」

(2) 緑の地下水（湧水）の保全機能

アスファルトやコンクリートで地面が覆われた市街地では、地上に降った雨が地中に浸透するすき間がないため、一気に下水道や河川などに流れ込み、都市型水害を引き起こすだけでなく、地下水量にも影響を与える。

森や樹林地などの緑地は、雨水を地中に蓄え、ろ過し、清浄で豊かな地下水にする森林などの緑地の働きとして、水源の涵養*機能がある。このため、森や樹林地などの緑地では、雨が地下の土壌に蓄えられ、徐々に地下に浸透させていく保水能力によって、河川への雨水の急激な流入を防ぎ、洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能を持っている。

一方、調布市の緑の骨格となっている崖線樹林地にみることのできる森や林の緑は涵養機能が高く、雨水を地中に浸透させることで河川への急激な流出を防いでいる。こうして蓄えられた地下水は、少しずつ地表に流れ出て湧水や河川となり、多様な生き物の生息環境や、調布市の豊かな水環境を創り出している。

このように、水の流れの自然な循環系を保つためには、都市内においても緑地の保水性を維持していくことが重要となる。

*参考資料に語句説明あり。

(3) 調布市内の地下水（湧水）保全に資する緑地

国分寺崖線には、昔からハケと呼ばれる湧水が地下から浸出しており、澄んだ水が水辺を形成していた。特に、深大寺・佐須地区では深大寺の社寺林、都立神代植物公園の緑及びその周辺の樹木や畑などがあり、崖線上の樹林により蓄えられた水が谷戸頭に浸出するなど、涵養機能の高い緑となっている。一方、実篤公園の湧水涵養域は主に住宅地であり、屋敷林が所々に見られるものの、涵養域内においては一部宅地化も進行している。

[調布市内の主な湧水]



- 実篤公園
所在地：若葉町 1-23-20
調布市実篤公園内の「上の池」の最上流部の小さな池で湧水が確認できる。



- 深大寺深沙大王堂北側
所在地：深大寺元町 5-11
平成 25 年秋に工事が行われ、本来の自然の湧水と清流が復活した。3 箇所から水が湧き、透きとおったきれいな水が小川のように流れている。

出典：「調布市ホームページ <http://www.city.chofu.tokyo.jp/www/contents/1385255945464/index.html>」

図 7-14 調布市内の主な湧水

(4) 今後の基本的考え方

市内の湧水の分布には、崖線樹林地に沿って確認でき、その結びつきは深く、市内の国分寺崖線や布田崖線等の崖線樹林地を繋がりやまとまりをもって保全していくとともに、崖線周辺に分布する緑地公園等の湧水の涵養域内の緑地の保全を進める。

また、涵養域外の緑地についても、湧水源としての緑の保全や緑化推進に関する取り組みを前提に施策を講じていく。さらに、一般住宅や公共施設への雨水浸透施設の普及を進めるための助成や透水性舗装の採用など、総合的な治水対策と連携して施策を講じていくことが課題となる。

7-5 生物多様性に資する緑

(1) 崖線樹林地の豊かな緑

調布市は首都圏近郊にありながら、豊かな自然が保たれている。

特に、先史以来河川が長い間に台地を浸食して形成された崖線の緑の連なりは、市内の緑の骨格を形成している。この市内の骨格を形成する崖線の緑には、市街地に残る深大寺の社寺林や屋敷林、実篤公園など、様々な形で自然が残っており、様々な生き物の生育・生息場所となっている。

しかし、この多様な生き物の生息空間となって残っている緑は、一部で宅地化などの開発のほか、ゴミなどの不法投棄等により、貴重な動植物の生育・生息環境の破壊や質の低下を引き起こす要因となっている。

調布市を特徴づける自然や、地域の生活、文化の基礎でもある自然を守るためにも、多様な生き物の生息空間と生態系の保全・再生を図っていく必要がある。

(2) 水辺環境の緑

調布市の特筆すべき自然の一つは、多摩川や野川、入間川、仙川といった水域と水辺である。

多摩川は、様々な施策により徐々に水質も改善し、多くの水生生物も戻ってきつつあり、水辺の自然環境とともに調布市を代表する多様な生態系をもつ場所となっている。

また、野川沿いや入間川、仙川では、崖線の斜面林や地下水（湧水）の涵養域が一体となって、多様な生き物の生息・生育の場所となっているとともに、特徴ある美しい自然及び歴史景観を形成している。

このように、調布市における水辺環境は、生き物の多様性を支え、特徴づけるものとなっており、その保全と再生を図っていく必要がある。

(3) 希少種を育む緑

調布市では、平成 23 年度に市内に生育・生息している生き物を把握することを目的として、生物多様性調査を行っている。調査は、多摩川、入間樹林及び深大寺・佐須地域の 3 地域で行い、植物 621 種、鳥類 41 種、昆虫 419 種、魚類 26 種の生き物を確認している。

このうち、調布市内において“絶滅のおそれのある生物”として注目すべき種^{注)}に該当する生物としては、植物では崖線樹林地などの林床でみられるキンランやササバギンランなどラン類、多摩川などの川でみられるササバモヤミクリなどの水生植物など 15 種、鳥類ではカイツブリやバンなどの水鳥、イソシギやセグロセキレイなどの水辺の鳥など 12 種、昆虫類では河原や草地に生息するカワラバッタやショウリョウバッタモドキ、川や水辺で生息するセスジイトトンボやハグロトンボなど 7 種、魚類では河川に生息するニゴイやマルタ、きれいな川に生息す

るシマドジョウやギバチなど 12 種が選ばれている。

特に、これら注目すべき種が確認された入間樹林及び深大寺・佐須地域は崖線樹林地が連なり、多摩川では広い河川敷を含む水辺と水域に育まれ、これら貴重な生き物が生育・生息していることがうかがえる。

表 7-4 調査で確認された注目すべき種

項目	種名	計
植物	ウキヤガラ、カワチシャ、カワラサイコ、キンラン、キツネノカミソリ、ササバギンラン、ササバモ、セキショウモ、ナガエミクリ、ニガカシュウ、ホソイ、マコモ、マヤラン、ミクリ、ミズハコベ	15
鳥類	イソシギ、ウグイス、オオヨシキリ、カイツブリ、カワセミ、コアジサシ、コサギ、セグロセキレイ、ダイサギ、トビ、バン、ヒバリ	12
昆虫類	カワラバッタ、キシノウエトタテグモ、ギンイチモンジセセリ、コハンミョウ、ショウリョウバッタモドキ、セスジイトトンボ、ハグロトンボ	7
魚類	アブラハヤ、オヤニラミ、カマツカ、ギバチ、ジュスカケハゼ、シマドジョウ、スゴモロコ、ナマス、ニゴイ、ヌマチチブ、マルタ、メダカ	12

出典：「調布市ホームページ <http://www.city.chofu.tokyo.jp/www/contents/1393917093806/index.html>」

注)：注目すべき種

「日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト（平成 24 年、環境省）」、
「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）－ 2010 年版－（平成 22 年 3 月、東京都）」（対象区域は北多摩）に該当する“絶滅のおそれのある生物”に選ばれている種。

一方、外来生物(海外起源の外来種)であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすものやそのおそれがあるものの中から指定された特定外来生物^{注1)}も確認されている。植物ではアレチウリ、オオフサモ、オオカワヂシャ、オオキンケイギクの4種、魚類ではコクチバスの1種が確認されている。

特に、市内の多摩川河川敷では、多摩川の生物多様性を保全するために、生態系に悪影響を及ぼす特定外来生物であるアレチウリとオオキンケイギクの駆除をする市民参加イベントとして、「多摩川の外來植物駆除 守ろう多摩川のいきもの」を一般社団法人生物多様性保全協会と調布市が共催で平成23年度から毎年開催している。

表 7-5 調査で確認された特定外来生物

項目	種名	計
植物	アレチウリ、オオフサモ、オオカワヂシャ、オオキンケイギク	4
鳥類	—	0
昆虫類	—	0
魚類	コクチバス	1

出典：「調布市ホームページ <http://www.city.chofu.tokyo.jp/www/contents/1393917093806/index.html>」

(4) 今後の基本的考え方

自然と共生したまちづくりは、いかに身近な自然(生き物の生息・生育空間)を都市の中で創り上げていけるかという点にある。現在、市内に残る崖線の斜面林や屋敷林、鎮守の森にみることのできる「ふるさとの森」を飛び石的な生き物の生息・生育空間と位置づけ、農地や樹林地と一体に保全し、そのネットワークが面的な生息空間へと広がる「緑の回廊」^{注2)}づくりが望まれる。

生き物たちと共生しながら自然と調和した、潤いのあるまちを創出し、次の世代に伝えていく努力を続けていくためにも、それらを支える緑の維持管理が大切なテーマとなっている。市民、企業にできる方法や場所、さらに行政が分担する方法と、その部分をともに見出し、各主体の協働のもと、エコロジカルなまちづくりにつなげていくための活動スタイルの確立が課題となっている。

注1)：特定外来生物

外来生物(海外起源の外来種)であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される。生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。

文章引用：外来生物法ホームページ 環境省 より

注2)：「緑の回廊」

水辺や緑地が、回廊のようにつながった状態。